

# 令和5(2023)年度基盤研究(S)

## 研究計画調書作成・記入要領(新規)

研究計画調書は、科研費の交付を申請しようとする者が、公募要領に基づいてあらかじめ当該研究計画に関する内容を記入し、独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)あてに提出するものであり、**日本学術振興会の科学研究費委員会における審査資料となるものである。**

については、下記の点に留意した上で、誤りのないように作成すること。

なお、科学研究費委員会における審査の結果、採択された場合には、交付内定の通知が行われ、この通知に基づき交付申請書を提出し、研究計画等が適正と認められた場合に科研費が交付されることになる。

### 記

- ・この作成・記入要領は、「大区分」で審査する「基盤研究(S)」の「新規応募(研究計画最終年度前年度の応募を含む)」の研究計画調書作成のための要領である。
- ・研究計画調書の作成に当たっては、公募要領で定めるルールに基づいて、研究代表者が責任を持って作成すること。
- ・審査においては多数の応募研究課題が審査に付されることを考慮し、本文は11ポイント以上(英語の場合は10ポイント以上)の大きさの文字等を使用すること。
- ・研究計画調書は、「Web入力項目」と「添付ファイル項目」から構成される。
- ・各項目のタイトルが必ず頁の先頭に来るようにすること。また、各項目で定められた頁数は超えないこと。なお、各項目の指示に沿って作成をした結果、空白の頁が生じても構わないが、その場合、空白の頁を削除しないこと。
- ・様式上の留意事項については削除すること。また、それ以外の指示書き及び囲み枠は削除しないこと。
- ・英語で作成された研究計画調書も受け付ける。
- ・提出前に、PDFファイルに変換された研究計画調書の内容に不備(文字や図表等の欠落、文字化け等)がないか、必ず確認すること。
- ・基盤研究(S)の審査は、科学研究費委員会の審査委員が応募研究課題の分野に近い研究者(審査意見書作成者)による専門的な意見書(審査意見書)を参考にしながら、全ての様式に記載された内容を基に審査を行う。

## I 研究計画調書(Web入力項目)

以下の項目は、「研究計画調書」の「Web入力項目」であり、作成に当たっては、研究代表者が所属する研究機関から付与された「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」のID・パスワードにより科研費電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)にアクセスして直接入力を行うこと。

Web入力項目は、「電子申請システム」によって作成される研究計画調書(PDFファイル)の前半部分(「審査を希望する大区分」「研究代表者氏名」等)及び後半部分(「研究経費とその必要性(主な現有設備、各経費の明細及びその必要性)」「研究費の応募・受入等の状況」)を構成することになる。

Web入力項目に係る作成・入力要領は「令和5(2023)年度研究計画調書(Web入力項目)(基盤研究(S))作成・入力要領」(83頁)を参照すること。

### ○Web入力項目「前半部」

「研究課題情報」

- ・新規・継続区分
- ・研究計画最終年度前年度応募の有無

- ・大区分
- ・最も関連の深い中区分・最も関連の深い小区分・次に関連の深い小区分
- ・研究代表者氏名
- ・所属研究機関・部局・職
- ・研究課題名
- ・研究の要約
- ・審査意見書作成者として避けてほしい者（任意）
- ・開示希望の有無
- ・研究代表者連絡先
- ・研究組織（研究代表者及び研究分担者）

○Web入力項目「後半部」

「主な現有設備」

- ・主な現有設備

「各経費の明細及びその必要性」

- ・研究経費
- ・設備備品費の明細
- ・消耗品費等の明細

「研究費の応募・受入等の状況」

- ・研究費の応募・受入等の状況

## II 研究計画調書（添付ファイル項目）

以下の項目は、「研究計画調書（添付ファイル項目）」の内容であり、研究計画調書（PDFファイル）の中間部分に当たる。

研究代表者は、「研究計画調書（添付ファイル項目）」について、日本学術振興会の科学研究費助成事業ホームページから様式を取得し記入したものを、「電子申請システム」にアクセスして添付すること（5MB以上のファイルは添付不可）。

作成に当たっては、下記の指示及びそれぞれの欄の指示に従うこと。また、様式の余白は、上20mm、下20mm、左25mm、右25mmで設定している。余白の設定を変更すると、審査資料を作成する際、文字等の欠落等のおそれがあるので、設定を変更しないこと。

### (1) 「研究目的、研究方法など」欄

本応募研究課題において何をしようとしているのか、その全体像を明らかにするため、研究計画調書に記載している指示に従って概要を含め記述すること。

概要については、10行程度で記述すること。

なお、本欄等において、全体の研究計画を説明する中で必要に応じて「研究協力者」について記述すること。

### (2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄

研究計画調書に記載している指示に従って記述すること。なお、該当しない場合には、「該当なし」と記入すること。

### (3) 「研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項」欄

「研究計画最終年度前年度の応募」として新規に応募する場合（公募要領25頁参照）は、研究計画調書に記載している指示に従い、各項目について10行程度で記述すること。該当しない場合は記述欄を削除することなく、空欄のまま提出すること。

### (4) 「令和5(2023)年度基盤研究(S)研究者調書」欄

研究組織に入力した研究代表者・研究分担者ごとに作成し、研究計画調書に記載している指示に従って記述すること。

「(1) (研究代表者・研究分担者の) これまでの研究活動」は、本研究計画の実行可能性を示すよう、本研究計画に関連した研究活動を中心に記述すること。

研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。

研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること（例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）、著書の場合はその書誌情報など）。

論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。

産前産後の休暇及び育児休業の取得や、介護休業の取得など、研究活動を中断していた期間がある場合は、その事情を本欄に記述してもよい。

なお、研究者調書は、研究代表者と研究分担者で、作成に使用する様式が異なるため、作成に当たっては注意すること。また、研究組織が研究代表者のみで構成される場合には、研究分担者の研究者調書の作成は不要であるが、頁や記述欄は削除することなく、空欄のまま提出すること。

#### 「研究者調書（研究代表者）」

- ・研究代表者については、「研究者調書（研究代表者）」（「基盤研究（S）9－（1）」及び「基盤研究（S）9－（2）」）を使って、研究者調書を作成すること。
- ・作成に当たっては、「研究者調書（研究代表者）」に記載している指示に従って、「(1) 研究代表者のこれまでの研究活動」、「(2) 研究代表者の研究環境」及び「(3) 研究組織全体の研究環境」について記述すること。
- ・研究組織が研究代表者のみで構成される場合には、「(3) 研究組織全体の研究環境」の記述は不要である。

#### 「研究者調書（研究分担者）」

- ・研究組織に研究分担者がいる場合には、研究分担者ごとに「研究者調書（研究分担者）」（「基盤研究（S）9－（3）」）を使って、研究者調書を作成すること。
- ・研究分担者が複数いる場合には、「研究者調書（研究分担者）」（「基盤研究（S）9－（3）」）を複製して、一人目の研究分担者が「基盤研究（S）9－（3）」、二人目の研究分担者が「基盤研究（S）9－（4）」になるよう研究者調書を作成すること。
- ・作成に当たっては、「研究者調書（研究分担者）」に記載している指示に従って、「(1) 研究分担者のこれまでの研究活動」及び「(2) 研究分担者の研究環境」について記述すること。
- ・研究組織が研究代表者のみで構成される場合には、「研究者調書（研究分担者）」の作成は不要であるが、「研究者調書（研究分担者）」（「基盤研究（S）9－（3）」）は削除することなく、空欄のまま提出すること。

※「主な現有設備」欄、「設備備品費の明細」欄、「消耗品費等の明細」欄、「研究費の応募・受入等の状況」欄の入力に当たっては、「令和5(2023)年度研究計画調書（Web入力項目）（基盤研究（S））作成・入力要領」（83頁）を確認すること。